

第4期川崎市子どもの権利委員会報告書

2013（平成25）年9月

川崎市子どもの権利委員会

凡 例

本書中で特に断りなければ、それぞれの用語は次のとおりとする。

- 「条例」又は「子どもの権利条例」は「川崎市子どもの権利に関する条例」をいう。
- 「権利委員会」又は「子どもの権利委員会」は「川崎市子どもの権利委員会」をいう。
- 「行動計画」は、「川崎市子どもの権利に関する行動計画」をいう。
- 「実態・意識調査」は「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」をいう。

はじめに

川崎市子どもの権利委員会は、川崎市子どもの権利に関する条例第38条に基づいて設置された、子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するための検証機関です。そして、この報告書は、第4期の川崎市子どもの権利委員会の活動の報告であり、①今期の委員会の活動を自己評価し、第5期の委員会に引き継ぐための資料とすること、②子どもの権利委員会による検証システムをより有効に機能させるための資料とすること、③行政、市民・NPOが子どもの権利委員会活動への理解を深めるための資料とすることを目的として作られています。

第4期川崎市子どもの権利委員会は、市長から、「子どもの権利条例の広報・啓発」についての検証という諮問を受け、2011（平成23）年10月から活動を始めました。子どもの権利に関する実態・意識調査、行政による施策の自己評価、それらをもとにした行政や子ども・市民・NPOとの対話を実施するなど、子どもの現実を踏まえた施策の検証に努め、市長に答申しました。川崎市子どもの権利条例の認知度の低下の指摘を受けて、条例の広報・啓発にかかる市の事業の検証を行いました。改めて、子どもの権利保障にとっての条例の役割、子どもの権利条例を広報することの大切さ、子どもの権利条例を使って子どもの権利の広報・啓発を図ることの大切さが認識されました。

川崎市子どもの権利委員会による活動は、国内的にも国際的にも先駆的かつ貴重な取り組みであり、ユニセフのプロジェクト「子どものやさしいまち」にも合致する取り組みです。そして、日本の自治体さらには韓国の自治体からも注目され、その影響を広げています。その一方で、子どもの権利委員会による検証活動は、川崎市の行政や市民に認知され、効果を上げているとは必ずしもいえない現状があります。今期の委員会では、子どもの権利条例の広報・啓発が市長からの諮問事項でしたが、あわせて子どもの権利委員会自体の広報の大切さもまた認識されました。

子どもの権利委員会が、子どもの権利条例に基づいて本来の役割を果たすためには、委員会、行政、子どもをはじめとする市民・NPOとのパートナーシップが必要です。川崎を子どもの権利が尊重され、「子どもにやさしいまち」にしていくためにも、この報告書が活用され、行政やより多くの市民の中に権利委員会の活動への関心が広がり理解が深まることを願っています。

2013（平成25）年9月

川崎市子どもの権利委員会委員長 野村 武司

目 次

はじめに

I 川崎市子どもの権利委員会の意義と役割

- 1 条例および子ども施策の進展と子どもの権利委員会による検証…………… 1
- 2 子どもの権利委員会による活動の実際…………… 2
- 3 条例の理解・啓発機能を持つ委員会活動…………… 4
- 4 国内外から高い関心と評価を受けている活動…………… 4
- 5 川崎市子どもの権利委員会の検証のしくみ…………… 4

II 第4期川崎市子どもの権利委員会の調査及び検証活動

- 1 子どもの権利に関する実態・意識調査…………… 6
- 2 検証活動としての「対話」…………… 8
- 3 川崎市子どもの権利条例の広報・啓発について（答申）…………… 10

III 川崎市子どもの権利に関する行動計画に対する意見

- 1 第2次川崎市子どもの権利に関する行動計画の評価について…………… 11
- 2 第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画策定に向けた意見…………… 12

IV 第4期川崎市子どもの権利委員会の自己評価

- 1 実態・意識調査について…………… 16
- 2 施策の検証について…………… 17
- 3 行動計画への意見について…………… 18
- 4 委員会の組織・運営について…………… 19

資 料

- 1 第4期川崎市子どもの権利委員会への諮問書（写）…………… 22
- 2 第4期川崎市子どもの権利委員会等の開催状況…………… 23
- 3 第4期川崎市子どもの権利委員会委員名簿…………… 26

I 川崎市子どもの権利委員会の意義と役割

1 条例及び子ども施策の進展と子どもの権利委員会による検証

川崎市子どもの権利委員会第4期（2010（平成22）年10月～2013（平成25）年9月）の活動を報告するにあたって、第1期から第3期までの報告書と重複する部分もあるが、子どもの権利委員会の意義・役割・活動の特徴などについてあらためて述べておきたい。

(1) 子どもの権利委員会による検証の意味と意義

子どもの権利委員会は、子どもに関する施策を子どもの権利の視点から検証する第三者機関である。ここでいう検証とは、①子どもの権利に関する実態・意識調査等を通じて子どもの権利状況を把握し、②行政の自己評価に基づき行政や市民等と対話を行い、それらの結果を踏まえ、③子ども施策の進展に向けた提言を行う一連の活動である。

このような検証は、これまで国や自治体で進めてきた事業評価・政策評価とは異なり、子どもの権利を基準にした新たな事業評価・政策評価といえる。これまでの事業評価・政策評価は、費用対効果、効率性、有効性などを数値で計ることが一般的であるが、そのような方法のみでは権利保障に関する評価としては十分ではなく、また権利保障の推進に好ましくない結果をもたらすこともある。事業・政策の多くは権利保障にかかわるので、評価の視点や方法に権利を含めることが重要であり、その効果として予算や人の効率化、事業の改善、説明責任の向上、職員の意識改革などにとどまらず、子どもの視点、子どもの権利保障にどこまで貢献したかという視点を位置づけることが不可欠である。

この検証のプロセスを貫くものは子どもの権利という視点である。基準となる子どもの権利は、子どもに関わるグローバルスタンダードである子どもの権利条約と川崎市における子どもの権利に関する施策の基本となる子どもの権利条例に基づいている。

また、この検証のプロセスでは、子どもをはじめとする市民参加が重視される。子どもは、行政からすると、もっぱら施策の対象と位置付けられるが、子どもの権利条約や子どもの権利条例で示されているように権利の主体である。子どもは権利の主体であるという視点から、子どもの権利がどこまで保障されているのかについて、行政の自己評価のみならず子どもをはじめとする市民の評価も含めて検証することが求められている。

このような検証のプロセスは、子ども施策の計画・実施・評価の総合化につながるのである。

(2) パートナーシップの視点と手法としての対話

子どもの権利委員会は、委員、行政職員、市民によるパートナーシップ型の検証機関として位置づけられ、その活動もパートナーシップの視点と方法を重視している。子どもの権利委員会の活動においては、子どもの権利の実態あるいは子ども施策の現状等について、一定の基準・指標に基づき、子どもの権利委員会と行政や市民・NPO等が理解を深めたり、成果や課題を見出したりするという方法を大切にしている。こうした手法を「対話」といって

子どもの権利委員会はこれまでも重視してきた。

子どもの権利をはじめ権利の保障にかかわることがらの大部分は、議会や行政任せでは実現しない。市民・NPOのかかわりや参加が不可欠であるし、そのための条件整備が求められる。子どもをはじめとする市民の参加は、行政だけでは把握できない子どもの現実や取組の実態などを明らかにすることに貢献し、条例の内容とその推進をより現実的で効果的なものにする。そのなかでも、子ども自身の参加がいっそう重要であることはいうまでもない。

施策を実施する者、施策を検証する者、市民、子どもが、それぞれの役割を確認しあいながら、パートナーシップの下に子どもの権利保障をいかに進展させられるかを重視した。しかし、子どもの権利委員会と市民・NPO、あるいは行政と市民・NPOとのパートナーシップについて、第4期においては、より広く機会を持つことに努めたが、なお課題は多い。今期の委員会のテーマにもなった条例の広報とともに、委員会自体の広報を行う中で実施していく必要がある。

(3) 子どもの権利委員会の活動を支える構成と主体的な活動

子どもの権利委員会の委員は、子どもの権利条例により、「人権、教育、福祉等の子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある者及び市民」（第38条第4項）から構成されている。委員の専門あるいは活動分野の多様性は、多角的な審議や効果的な提言をもたらしたといえよう。とかくこうした委員会においては学識経験者が主導になりがちであるが、第4期の委員会活動においては、すべての委員がそれぞれの立場で十分な力を発揮したことが重要な成果である。

意識・実態調査の項目作成・結果分析・報告書の作成、子ども施策の検証・答申書の提出というような活動はすべて、子どもの権利委員会が主体的に行った。また、審議においては、委員同士の自由かつ活発な議論に基づき、委員会自らが視点・内容・手法を提示しつつ、検証し答申を行った。

なお、行政においては、関連部署で構成される「子どもの権利施策推進部会」を設け、全庁的な連携・調整を行いながら子どもの権利施策を推進するとともに、子どもの権利委員会による検証についても連携している。

2 子どもの権利委員会による活動の実際

- ① 第4期子どもの権利委員会は、5ページの図にあるように、まず、第1期から第3期までの調査も考慮しながら、市長の諮問事項である「子どもの権利条例の広報・啓発」を一つの柱にした、子どもの権利や権利条例にかかわる実態・意識調査を行った。この調査の特徴は、子どもからの調査においても、（学校を通じての調査ではなく）住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく無作為調査方式をとっており、資料的価値が高いこと、子どもの安心や自己肯定感をはじめ子どもの育ちの基本にかかわる項目を含んでいること、調査項目を継続してデータの集積と経年比較ができるようにしていること、子ども・おとな・職員に同様のアンケートをして三者の意識のズレを把握できるようにしていること、多様な文化的な背景を持

つ子どもや施設で暮らしている子どもへのヒアリング等を同時に行ってアンケート調査を補っていることなどがあげられる。

- ② その上で、子どもの権利委員会が設定した視点・項目等に基づく「子どもの権利条例の広報・啓発」に関する施策の自己評価を行政に依頼した。行政の自己評価においては、数多くの子どもの権利事業とその広報について挙げられていたが、これらが子どもの権利保障にいかに関与を与えたかについて留意した。また、検証の過程で、「子どもの権利条例の目的は子どもの権利保障にあることから、子どもの権利についての広報・啓発がなされていれば足りる」との考え方が散見された。川崎市が子どもの権利条例を制定した背景を踏まえ、「子どもの権利条例を広報し、条例で子どもの権利を広報・啓発すること」の大切さを確認し、検証作業を進めた。その後、この行政による自己評価の結果を広く市民に公表し、意見をもらった。
- ③ これらをもとにして、行政、市民、子どもとの対話を行った。行政との対話において心がけたのは「建設的対話」である。子どもの権利条例の広報・啓発にかかわる現状・成果・課題を共有した上で施策の改善点について提言を行えるようにした。市民との対話では、子どもの人権に関わって活動をしている市民団体の各代表者との対話を行った。子どもの権利委員会から「子どもの権利条例の広報・啓発」について情報提供をした上で、子どもの権利条例に基づく市の事業が市民に届いているかどうか、条例の認知度が下がっている原因、条例が活用されるためにはどうすればよいかについて相互に意見交換を行った。子どもとの対話は、子ども夢パークで子ども会議のメンバーと行った。実際の広報媒体を前に意見交換をしたあと、子どもの権利条例を知ることについて有意義な対話となされた。事前に子どもにわかりやすく趣旨を説明すること、参加を強制しないこと、自由に意見が言える雰囲気をつくることを心がけた。このような方法により、子どもの自由な発言を聴くことができたといえよう。子どもの意見表明では、実態・意識調査におけるヒアリング調査も有効であった。限られた範囲ではあったが、障がいのある子ども、多様な文化的背景を持つ子どもとの対話も行えたことは成果であった。
- ④ これらの結果を踏まえ、子どもの権利委員会で審議し、子どもの権利条例の広報・啓発について市長へ答申した。
- ⑤ 今期は、市長からの諮問事項として、さらに、「第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画について」が挙げられており、これに関する審議を行った。さらに、第1期から第3期、さらに今期の子どもの権利委員会の検証結果および第1次から第3次までの行動計画の実施状況を踏まえながら、第4次行動計画についての意見を提出した。行政は、この意見を受けて実行計画を策定することになる。

このように、子どもの権利委員会の検証は、行政が実施している計画(plan)→事業の実施(do)→評価・検証(check)→措置(action)→計画策定(plan)という一連の新実行計画の進行管理体制とも一致しており、それをいっそう効果的に進める外部評価的機能も兼ねている。子どもの権利委員会は、この1で指摘しているような視点と手法に基づいているために、その外部評価的機能はいっそう効果をあげているといえよう。

3 条例の理解・啓発機能を持つ委員会活動

子どもの権利条例が子どもをはじめとする市民参加のもとで丁寧につくりあげられ、議会でも全会一致で成立したにもかかわらず、子どもの権利および子どもの権利条例についての理解は、子どもの権利委員会の行った意識・実態調査の結果を見ても未だ十分とはいえない。このようななかで、実態・意識調査、行政に示した自己評価実施要領、行政・市民・NPOとの対話など子どもの権利委員会での検証活動自体が、行政や広く市民・NPOに子どもの権利や子どもの権利条例についての理解・啓発の役割も果たしている。

また、今回の検証では、なぜ条例が子どもの安心の権利、ありのままの自分での権利、守り守られる権利、参加の権利等を大切にしているか、なぜ相談・救済のシステムを構築したかなどをはじめ、条例の趣旨や規定についての理解を進展させることに一定程度貢献したといえる。

4 国内外から高い関心と評価を受けている活動

なお、付言すれば、子どもの権利条例がそうであるように、子どもの権利委員会の活動も子どもの権利条約をはじめとする国際水準を常に踏まえている。そのこともあって、国内の多数の自治体における子どもの権利に関する条例の制定や実施に影響を与えているし、現に制定中の自治体にも参考にされている。

また、韓国においては「子どもの権利条例」や「生徒人権条例」を制定しようとしている自治体あるいは子どもの権利の研究・実践をしている韓国の研究者・実務家の参考にされ、さらにはユニセフ「子どもにやさしいまち」プロジェクトなど、国際的にも注目されている。

5 川崎市子どもの権利委員会の検証のしくみ

子どもの権利条例では、第7章で「子どもの権利の保障状況の検証」として、本委員会の設置と検証についての流れを規定しており、それに従って検証作業を進めた。

(1) 子どもの権利委員会の条例における位置づけ

- ア 子どもの権利に関する行動計画への意見具申（条例第36条第2項）
- イ 市長その他の執行機関の諮問に応じて、子どもの権利の保障の状況について調査審議（同第38条第2項）
- ウ 市長その他の執行機関に対し、諮問事項に係る施策について、評価等を行うべき事項を提示（同第39条第1項）
- エ 評価に際しての市民意見の聴取、特に子どもの意見聴取への配慮義務（同第39条第3項、第4項）
- オ 市長その他の執行機関からの評価及びエの意見を総合的に勘案した、子どもの権利の保障の状況に関する調査審議（同第39条第5項）
- カ 調査審議により得た検証結果を市長その他の執行機関に答申（同第39条第6項）

(2) 検証イメージ

2010（平成22）年10月

第4期川崎市子どもの権利委員会 発足
 （任期2010（平成22）年10月1日～2013（平成25）年9月30日）

2010（平成22）年12月

「条例の広報・啓発について」
 市長からの諮問

2011（平成23）年3月

子どもの権利に関する
 実態・意識調査（アンケート調査）

2011（平成23）年7月

子どもの権利に関する
 実態・意識調査（ヒアリング調査）

2012（平成24）年3月

調査審議
 子どもの権利に関する実態・意識調査報告書
 公表

〃

「子どもの権利に関わる広報・啓発についての検討結果」
 川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会
 子どもの権利施策推進部会

2012（平成24）年8～9月

子どもとの対話
 行政との対話
 市民との対話

2013（平成25）年3月

子どもの権利条例の広報・啓発について（答申）
 市長へ答申
 公表

2013（平成25）年4～8月

行動計画への意見審議
 「第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画（素案）」
 川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会
 子どもの権利施策推進部会
 作業部会

2013（平成25）年9月

第4期川崎市子どもの権利委員会報告書
 公表

市民へ公表

Ⅱ 第4期川崎市子どもの権利委員会の調査及び検証活動

子どもの権利委員会では、条例第38条第2項に規定されるように、「子どもの権利に関する施策における子どもの権利保障状況について調査審議する」役割を担う。そして、同第39条に基づき、「市長その他の執行機関」からの報告やそれに対する「市民の意見（特に子どもの意見が得られるように配慮して）を総合的に勘案して」調査審議する。

第4期では川崎市子どもの権利委員会規則第6条に規定される部会を活用して、より詳細な調査審議が行われたことが特徴である。設置された部会は次の5部門に上り、すべての委員が何らかの部会に所属するように配慮された。

実態・意識調査部会（アンケート部会、ヒアリング部会）
行動計画評価部会
行政との対話部会
子どもとの対話部会
行動計画策定部会

1 子どもの権利に関する実態・意識調査

「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」は、「川崎市子どもの権利に関する条例」を施行してから子どもに関する施策の推進にあたり、施策の進行状況を検証するために3年ごとに行っており、2011（平成23）年に4回目の調査として、子どもの権利条例の認知度や子どもの生活実態（相談・救済、参加、居場所、差別等）等について実施した。

（1）調査概要

ア アンケート調査（2011（平成23）年3月郵送により実施）

（ア）調査対象 3,900人（川崎市内に居住の市民と市立施設等の職員）

- ・子ども（満11～17歳） 2,400人
- ・おとな（満18歳以上） 1,000人
- ・職員（市立施設・学校等） 500人

（イ）回収結果 1,957票（回収率50.2%）

- ・子ども 1,113票（46.4%）
- ・おとな 463票（46.3%）
- ・職員 381票（76.2%）

イ ヒアリング調査（2011（平成23）年7月個別面接により実施）

調査対象：個別の支援を必要とする11歳から17歳までの子ども 7施設56人

- ・児童養護施設等に入所している子ども
- ・多様な文化的背景をもつ子ども
- ・障害のある子ども
- ・不登校の子ども

（2）結果の概要

ア 条例の認知度

今回の調査では、条例の認知度を訊ねる選択肢として「聞いたことはあるが内容はよくわからない」を加え、認知状況の程度をより詳細に把握することができた。

子どもの認知の度合いは、年代が上がるにしたがい低くなるものの、全体として「知らない」割合は減り、「知っている」「聞いたことはある…」の割合は増加する傾向があることがわかった。おとなでは、子どもの有無によって明らかな違いがあり、子どもがいないおとなの条例を「知らない」割合が圧倒的に高かった。

子ども 38.6% (前回 32.4%)、おとな 38% (前回 18.8%)、職員 97.2% (前回 92%)

イ 条例認知の手段

子どもは年代にかかわらず、「学校の先生の話」や「学校で配布されたパンフレット」といった学校を介して条例を知る割合が多数を占めている。また、おとなでも、18歳未満の子どもがいるおとなでは「学校で配布されたパンフレット」の割合が最も高い。

子ども：「学校で配布されたパンフレット」52.4%、「学校の先生の話」43.6%

おとな：18歳未満の子どもがいるおとなで最も高いのは

「学校で配布されたパンフレット」60.4%

18歳以上の子どもがいるおとなと子どもはいるおとなで最も高いのは

「新聞、テレビなど」でそれぞれ42.4%、32.4%

ウ 子どもの権利侵害の実態

権利侵害について具体的に①おとなからたたかれたり殴られたりする経験、②心を傷つけられる言葉を言われる経験、③性的にいやなことをされる経験、④いじめられた経験の有無をたずねた結果、これら体罰や虐待につながる暴力やいじめを受けた経験がある子どもは、依然一定数存在することがわかった。

一方、悩みを話せるおとなが一人もいない子どもは、年代が上がるにしたがい増加している。また、困ったり悩んだりしたときにどこに相談するかについては、市内相談・救済機関のうち「どこにも相談しない」子どもが6割以上にのぼった。

たたかれたり殴られたりしたこと：「ある」「ときどきある」合わせて13.0%

心を傷つけられる言葉を言われたこと：「ある」「ときどきある」合わせて14.9%

いじめられたこと：「ある」「ときどきある」合わせて9.0%

困ったり悩んだりしたときどこに相談するか：「どこにも相談しない」66.2%

エ ヒアリング調査から

個別の支援を必要とする子どもたちからのヒアリングの中で、子どもの意見表明や相談・救済といった子どもの権利に関する意識や、条例の認知度、広報のあり方に対する意見等を個別に聴き取った。

(3) 公表

ア 情報プラザ、区役所、市民館、図書館等で冊子として配架

イ ホームページに掲載 (<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000044680.html>)

2 検証活動としての「対話」

川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」）が、市長から諮問された「子どもの権利条例の広報・啓発について」に関する施策（事業）を検証するにあたり、条例第39条に基づき、子どもを含む市民から意見を求めるために、一方的にヒアリングするのではなく、「対話」という対等の立場で意見を交わすという手法を用いた。また、子どもの権利に関する施策における権利保障状況の調査に当たっても、同様に事業を実施している行政各所管部署との「対話」により検証作業を行った。

(1) 子どもとの対話

実施時期 2012（平成24）年8月15日

実施場所 川崎市子ども夢パーク

対話の対象 川崎市子ども会議メンバー 14人

子どもとの対話では、事前に委員が子ども会議を傍聴し、子どもに対話の趣旨を説明して協力を依頼するなどして、子どもが意見を言いやすい雰囲気作りに努めた。

川崎市の広報・啓発媒体に関してや、子ども会議の市長への提言とその回答について、意見を聞いた。

その後、「子どもの権利についての授業」をテーマに、「盛んに行うべき」「授業の必要はない」という意見に分かれて、ディベートを行った。いずれのグループも、子どもの権利や条例について子どもが教わることは必要であるという意見であり、そのうえで、教え方、伝え方についての討論となった。

(2) 行政との対話

実施時期 2012（平成24）年8月21日、30日

実施場所 川崎市役所明治安田生命ビル2階第3会議室

対話の対象 市民・こども局人権・男女共同参画室、
こども本部青少年育成課、同こども福祉課、同保育課、
同こども家庭センター、
市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当、
教育委員会事務局人権・共生教育担当、同指導課、同生涯学習推進課
同総合教育センターカリキュラムセンター

川崎市が実施している子どもの権利に関わる広報・啓発事業についてA「子どもの権利条例の広報・啓発」、B「子どもの権利に関する事業の広報・啓発」、D「子ども向け広報・啓発」の4分野に区分し、所管部署ごとに現状・成果、課題について対話する中で、効果的な方法や今後の展望について聴き取った。

広報・啓発事業の分類

分野	検討項目（参考事業）	対象事業例
A	子どもの権利条例の広報・啓発 (3 事業)	・かわさき子どもの権利の日事業 ・条例に関する職員研修 ・条例パンフレット作成・配布
B	子どもの権利に関する事業の 広報・啓発 (37 事業)	・相談カードの配布 ・オンブズパーソン子ども教室 ・子どもに関わる施策等職員研修
C	子ども施策に関わる広報・啓発 (45 事業)	・子育てガイドブック ・母子健康手帳 ・子育てサロン
D	子ども向け広報・啓発 (15 事業)	・条例こどもページ ・区役所キッズページ ・各施策の子ども向け啓発資料

(3) 市民団体との対話

実施時期 2012（平成24）年9月6日

実施場所 川崎市高津区役所5階第1会議室

対話の対象 子どもの人権に関わる活動をしている市民活動団体の代表 8人

～国際ソロプチミスト川崎、川崎の親子を考える会、
子育て・育児者支援グループわたぼうし、
かわさきバンビーノアカデミア、アサーション川崎くじらの会、
NPO法人ウィメンズハウス・花みずき、
NPO法人グループ・ビゴ、麻生プレーパークを創る会

参加市民団体については、平成23年度かわさき子どもの権利の日市民企画事業に参加した15団体に呼びかけたうちの8団体（順不同）に参加していただいた。

最初に権利委員会より、「実態・意識調査」から見える条例の認知度や、子どもとの対話、行政との対話で話題となったことなどを紹介したうえで、市民活動団体の方々と、

- ①子どもの権利条例の認知度と川崎市における子どもの権利の状況
- ②条例の広報・啓発が市民に届いているか。（広報媒体を見ながら検討）
- ③条例の認知度が下がっているのはなぜだろうか。どこに問題があるのだろうか。
- ④条例を知り、それが活用されるためにはどうしたらいいか。

について、対話を行った。

3 川崎市子どもの権利条例の広報・啓発について（答申）

実施時期 2013（平成25）年3月29日

実施場所 市長応接室

（1）答申にあたって

答申に至る経過及び権利委員会による検証システム、条例の広報・啓発についての検証の視点について次の2点を挙げた。

【検証の視点】

- ① 子どもに関する事業がいかに実施されたかにとどまらず、いかに子どもに届いたか。
- ② 条例を知ることと子どもの権利保障は不可分であることを確認し、条例を広報し、条例によって子どもの権利を啓発することが重要である。

（2）広報・啓発の現状

①子どもの権利条例が市民に知られているか、②子どもの権利は保障されているか、③子どもの権利条例は伝えられているかについてそれぞれ現状を確認し、子どもの権利をよりよく保障していくためには、次の2点が必要であるとした。

- ・子どもの権利条例を広く知らせる取組
- ・子どもの権利条例に基づいた子どもの権利の普及・啓発

（3）提言

市全体で取り組むべき広報・啓発の方向性を「総論的提言」として、主な子ども施策所管部署に対しては「所管課への提言」としてまとめた。

総論的には、次の4つの方向性から提言した。

- ア 条例を知る機会・学ぶ機会を増やすこと
 - イ 対象を広げること
 - ウ 広報・啓発の手法を工夫すること
 - エ 条例がどれだけ伝わっているか定期的に評価すること
- 所管部署に対しては、計10課、全38項目の提言を行った。

（4）公表

- ア 情報プラザ、区役所、市民館、図書館等で冊子として配架
- イ ホームページに掲載 (<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000047011.html>)

Ⅲ 川崎市子どもの権利に関する行動計画に対する意見

1 第2次川崎市子どもの権利に関する行動計画の評価について

(2012(平成24)年3月)

(1) 総論的意見

- 「平成22年度の実施状況」については、可能な限り、当初の数値目標と実績数値を挙げることが、実施状況を理解する上で望ましいと思われた。
- 「3年間の成果と課題」において、事業の成果として「計画どおり実施した」だけではなく、子どもの権利の実現のために、その成果が条例のどの条項の実現に寄与したか明確にすることが望ましいと思われた。
- 成果ないし課題について、子どもの視点からの評価が必要であると思われた。

(2) 施策に対する意見

それぞれの推進施策において、施策の目的と具体的取組を記した上で、次のように今後の課題を示した。

[施策の方向1] 子どもの相談及び救済の充実

- ・複雑化・多様化する子どもの相談に対処できる適切な体制の整備・拡充
- ・保護者への啓発の強化
- ・各種広報媒体や各種研修等の中に条例を具体的に明示
- ・SOSを発信できない子どもを救済する手段・制度の整備
- ・子どもが気軽に相談できる体制の充実のため、区役所こども支援室を中心とした関係機関・地域社会との連携拡充
- ・人権オンブズパーソン制度をはじめ、子どもたちが実際に相談機関を利用したいと感じる広報媒体の作成や配布方法を、子どもたちと相談して工夫

[施策の方向2] 子どもの意見表明・参加の促進

- ・ホームページやポスター、チラシなどの広報による効果の検証
- ・子ども会議の活動周知や、市長への提言に向けた活動の活性化
- ・子どもの権利学習の成果の検証
- ・子ども自ら検索でき、子どもにわかりやすい表現のホームページの充実と、アクセス数や、寄せられた意見の扱いについて表記などの工夫
- ・個別に支援を必要としている子どもへのさまざまな角度からの配慮や支援のいっそうの拡充
- ・子育て情報誌では子育て情報にとどまらない、条例啓発内容の掲載を拡充
- ・PTA活動研修や家庭教育推進事業における子どもの権利学習の推進
- ・すべての事業における子どもの権利の視点での取組の推進

[施策の方向3] 子どもの居場所づくりの促進

- ・子どもの居場所となる多数の施設における、子ども参加への配慮や、協議内容、事業への反映状況などの均質化
- ・地域における中高生年代の居場所づくりについて、音楽スタジオ等のニーズに対応した公平性の確保や、舞台事業の成果に対する評価の実施、障害児については障害福祉関係機関との調整が必要
- ・不登校の子どもの安心できる場を作っていくうえで、不登校対策連絡協議会等における関係機関の情報共有の推進と、特に教育と福祉との連携の必要性
- ・障害のある子どもが活動しやすい環境整備では、特別支援学級との通常級との交流にとどまらない、特別支援学校と児童生徒の居住地の学校との交流の拡充
- ・施設等の職員に対し、子どもの権利に則した内容の研修機会や情報の提供
- ・孤立しがちな子育て環境にある保護者への相談体制の整備、地域ニーズに合わせた広報や事業運営の工夫

[施策の方向4] 子どもの権利に関する意識の向上

- ・子どもの権利に関する週間に合わせた学校公開を機会とした保護者・地域住民への啓発の拡充
- ・権利学習のカリキュラム上の位置づけの明確化
- ・個別の支援を必要とする子どもの権利学習支援という観点からの、年齢層等子どもたちの実情に合わせた教材の活用
- ・子どもの権利の日のつどいと、子どもの権利に関する週間の権利学習との重層的な広報・啓発の工夫

2 第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画策定に向けた意見

川崎市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という）は、条例第36条の規定に基づき、条例の具現化として子どもに関する施策の推進に際し、子どもの権利保障が総合的かつ計画的に図られるために策定されている。

また、第4期権利委員会への諮問項目でもある行動計画の策定については、条例第36条第2項「行動計画の策定するに当たっては、川崎市子どもの権利委員会の意見を聴くものとする。」に基づき、この場で意見を述べるものとする。

(1) 基本的な考え方

これまでの経過として「第1次行動計画」は2005（平成17）年4月「子どもの意見表明・参加」をテーマとして策定、「第2次行動計画」は2008（平成20）年4月「子どもの相談・救済及び居場所」をテーマとして策定した。「第3次行動計画」では2011（平成23）年4月、第2次行動計画が十分に達成し得ないことから基本的に継承し、新たな課題に対応する項目を追加し取り組んできた。

しかしながら、2012（平成24）年3月に実施した「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」では、いくつかの課題が顕著となった。①条例の認知度が年々低下傾向にあること。②自己肯定感の低い子どもは高い子どもに比べて、日常の生活の中でほとんどの項目で不安や疲れをより多く感じていること。③学校、地域、家庭における子どもの参加状況では、いずれも年齢が高くなる程低くなっている結果であった。

また、子どもの権利に関する事業所管課で構成される「庁内検討委員会」からの報告書において、「所管する事業と条例との関連性が分かりにくい」との意見が出され、事業担当者の子どもの権利に対する意識が希薄なことが、条例の認知度低下の理由のひとつとして挙げられた。

子どもの権利施策の推進にあたり、事業担当者が事業実施の際に「子どもの視点」「子どもの参加」を意識して実施することはたいへん重要なことと考える。

これらのことを踏まえ、第4次行動計画の策定にあたっては、条例の趣旨や目的を行動計画の理念、基本目標に位置づけ、さらには条例の条文を推進施策とし、その下に事務事業を配置するなど、市民や事業担当者に条例が行動計画の中で「見えるかたち」で構成するなどの工夫が必要と考える。

（2）「基本理念」

条例前文に示された内容は条例全体を貫く基本的な考え方として、子ども観や子どもの権利の考え方を示し、条例全体の解釈と運用にあたっての基礎となっている。このことから、行動計画の「基本理念」については、条例の「前文」1段目から6段目までをそのまま引用する形をとる。

（3）「基本目標」

行動計画の「基本目標」については、川崎市における条例の目指すところとして、「子どもの安心」、「子どもの自己肯定感の向上」、「子どもの意見表明」「子どもの参加」、「子どもにやさしいまち」は大きな柱として考える。いずれも子どもの権利に関する施策を推進する上でたいへん重要な項目であり、目標とすることが適当であることから、次の3項目とすることが望ましいと考える。

- ① 子どもの安心と自己肯定感の向上
- ② 子どもの意見表明・参加の推進
- ③ 子どもにやさしいまちづくりの実現

① 子どもの安心と自己肯定感の向上

子どもが、そのかけがえのない価値と尊厳を守られ、豊かな子ども時代を送ることができるためにもっとも大切なことは、差別を受けず、虐待や体罰、いじめ等から守られ、子どもが安心して生きられることである。また、子どもが個性や他の者との違いが認められ、「ありのままの自分」を肯定して、自分に自信が持てるように支援することが必要とされる。

② 子どもの意見表明・参加の推進

子どもが生活する場面に応じて意見を表明することとは、単に意見を聴く機会の保障ではなく、いかにして子どもの意見を尊重し生かしていけるかということと考える。子どもが自主的、自発的に行動できる力を身に付けることは、未来の社会の担い手として不可欠であり、そのためには子どもが参加し、意見を反映することができるような仕組みを整えることが求められる。

③ 子どもにやさしいまちづくりの実現

子どもが安心して生きられ、自主的、自発的にいきいきと育つまち、子どもが豊かに成長できるまち、子どもが悩んだり、困ったりしたときにいつでもどこでも相談ができ救済されるまち、そんな「子どもにやさしいまち」を実現することが、子どもの権利を保障するということであると考えます。

(4) 「重点施策」

行動計画の「重点施策」については、これまでの課題として示されてきたもののうち、今後3年間（行動計画期間）中で、特に市が重点的に取り組むべき項目として次の3項目を設定している。

① 「広報啓発の拡充への取組」

② 「子どもを人権侵害から守る取組」

③ 「居場所を失った子どもへの支援の取組」

① 「広報啓発の拡充への取組」

子どもの権利の保障を推進するうえで、おとなも子どもも条例を正しく理解し活用することが子どもの権利の保障のためには必要であることから、条例の認知度の向上は子どもの権利施策の指標であると考えます。しかしながら条例の認知度が年々低下傾向にあることから、多くの市民に条例の趣旨や目的を正しく理解されることが、子どもの権利の保障の推進に繋がるものと考え、広報・啓発の一層の拡充が求められる。

② 「子どもを人権侵害から守る取組」

年々増加傾向にある児童虐待やいじめ問題などへの対応として、予防・相談・保護等に向け全庁的な取組を行っていく必要がある。特に子育て中の保護者や子どもに関わる施設職員等に対し、条例の理念である「子どもを一人の人間として尊重する」中で「命の大切さ」「子どもは未来を担う人材」であることへの理解を深めていくことが求められている。

③ 「居場所を失った子どもへの支援の取組」

川崎市に住む子どもの中で、不登校や引きこもり等の子どもたちが多く存在し、そのうち7割以上の子どもは公的支援を受けておらず、引きこもり等の状態となっている。学校や社会への復帰に関わる支援はたいへん重要な課題であり、相談機関や居場所（施設）等を最大限に活用すること、それらの支援情報を川崎市ホームページや子どもページ等を活用し子どもはもとより、子どもに関わるおとなに対しても伝えてい

くことが重要であると考える。

(5) 「施策の方向」

市民や事業所管課から「事業と条例との関連性が分かりにくい」との意見が出され、さらには事業担当者の子どもの権利に対する意識が希薄になっていること、条例の認知度低下の理由のひとつとなっていること等を踏まえ、計画の中で条例の第1章から第5章までの条文24項目を明示し、それぞれの項目（条文）に関する取組として「具体的な取組」を配置することが望ましいと考える。

これにより子どもの権利に係る事務事業と条例との関連性が明確になることから、それぞれの事業担当者の子どもの権利への意識が深まることが期待される。

IV 第4期川崎市子どもの権利委員会の自己評価

1 実態・意識調査について

<アンケート調査>

成 果

- ・第1期～第3期川崎市子どもの権利委員会で実施した調査の結果と比較検討ができるように調査項目を工夫することで、条例制定以後の経年変化を見ることができた。
- ・第3期までの調査と同様に、子どもの年代ごと、あるいは子ども・おとな・職員の意識の差を見ることができた。
- ・第4期の諮問事項である「条例の広報・啓発」に関連する項目については、経年変化の把握に留意しつつ、従来の調査項目や選択肢を増やすことで、より丁寧に把握することができた。
- ・子どもの生活全般を総合的に捉える中で、第4期の諮問事項「条例の広報・啓発」に関わる意識・実態を把握することができた。
- ・調査結果の分析にあたっては、「自己評価」という指標（自己評価度）から、自己評価得点によるグループ分け（高グループ・中間グループ・低グループ）を行い、グループごとによどのような特徴があるかを分析することができた。同様に自由記述についても「自己評価度」に基づいて分析することができた。

課 題

- ・より多くの回答を得ることでより客観的データを得るためにも、多数ある調査項目を精査し、分かりやすい質問にするなど、回答者の負担を減らす努力が必要である。
- ・今回の調査で新たに導入した「自己評価度」を測る調査項目については、今後精査・検討していく必要がある。

<ヒアリング調査>

成 果

- ・アンケートでは把握しきれない個別の支援を必要とする子どもたちの実態や意識を十分把握するために、ヒアリング部会をつくり、委員が直接足を運びヒアリング調査を実施した。そのなかで補足的に子どもたちの葛藤を生で感じ、置かれている環境の違いからくる生き方、考え方の違いを実感できた。また、あわせて「自己評価」に関連したアンケートを実施し、これを集計した。
- ・「児童養護施設等に入所している子ども」に関しては、これまで実施してきた児童養護施設、児童相談所一時保護所に加えて、児童自立援助ホームにおける子どものヒアリングを実施することができた。
- ・「多様な文化的背景をもつ子ども」に関しては、生涯学習施設で、年齢及び国籍においてより広い子どもからヒアリングをするとともに、外国籍を持つ子どもが通う学校でもヒアリ

ング調査を行うことができた。これらのなかで、新渡日の子どもの実情を垣間見ることができた。

- ・第3期子どもの権利委員会で課題となっていた「障がいのある子ども」や「不登校の子ども」に対し委員が直接聴き取ることが実現した。
- ・子どもたちから率直に意見を聴くことを通じ、子どもたちが置かれている現状と子どもの権利の広報・啓発に関する考えや意見について、把握することができた。そのなかで、「学校等で、普及啓発に取り組むことが効果的である」という意見が多く聞かれた。

課題

- ・時間的、人間的な限界があるなかで、ヒアリングの対象と方法を検討・整理する必要がある。
- ・「障がいのある子ども」へのヒアリングにおいては、質問項目や言葉遣いなどその方法を検討する必要がある。また、障がいのある子どもにとどまらず、学校関係者や相談機関の担当者、保護者からのヒアリングの実施も視野に入れ検討する。「不登校の子ども」へのヒアリングにおいては、子どもの緊張への配慮の工夫が必要である。
- ・「乳幼児」へのヒアリングの必要性が委員会のなかで議論されたが、実施できなかった。今後は、乳幼児へのヒアリング手法を検討するとともに、乳幼児に関わっているおとなへのヒアリングの実施について検討する。
- ・ヒアリングに際して「自己評価」に関連する項目を用いたが、集計するととどめ、その分析に関しては、今後の検討課題である。

2 施策の検証について

<子どもとの対話>

成果

- ・第3期に続き、川崎市子ども会議の協力により、小学生から高校生年代までの子どもたちの貴重な意見を聞くことができた。
- ・川崎市子ども会議が先に行っていた調査結果や市長への提言をもとに、子どもの思いや具体的な意見を聞くことができた。
- ・子どもが、条例の必要性、条例を知る大切さを感じていることが分かったと同時に、広報・啓発が不十分であるという状況も見えた。

課題

- ・川崎市子ども会議メンバーとの対話にとどまった。今後は学校での対話を実施するなど、より広く子どもとの対話を実施することが課題である。

<行政との対話>

成果

- ・条例にかかわる様々な取組のなかで、多くの資料や広報物の作成また関係者会議の推進な

ど、担当部署はいくつもの実績を積み重ねてきたことが明らかとなった。

- ・担当部署において、条例が意識されないまま各事業が行われていることが浮き彫りにされたものの、条例を意識し、条文を根拠にすることで、各事業の効果が出るのが対話を通じて明らかとなり、答申では条例を活かした提案ができた。
- ・行政から提出された「川崎市子どもの権利に関わる広報・啓発について ～庁内検討結果～」(2012年3月)に基づいて、検証対象となる広報・啓発事業を選定し、検証項目を事前に精査して臨んだ結果、効果的に対話をする事ができた。

課題

- ・対話において、より実現可能な施策に向けた建設的な意見交換、共有ができるようになるまでの時間の確保や、関係の構築方法を検討していくことが今後の課題である。

<市民との対話>

成果

- ・会場で条例の広報・啓発資料を展示し、それらを観覧しながら、子どもに関わるさまざまな活動をしている団体の方と、幅広く自由な意見交換ができた。
- ・乳幼児(の代弁者)へのヒアリングができなかったが、対話の中で、乳幼児と保護者に関わる方から意見をいただくことができた。

課題

- ・子どもに関わる市民団体との対話にとどまっていることから、より広い市民との対話について工夫する必要がある。また、展示資料の閲覧時における個々の意見の集約を工夫する必要がある。

3 行動計画への意見について

成果

- ・行政の各部署は自分の分担の仕事を毎年繰り返し行うことで条例の理解を進められていると考えている部署も少なくないこと、条例に対する各部署の意識や取組の姿勢の差があること、行政が行う施策の検証において部署ごとに成果と課題の回答内容にばらつきがあることが明らかになった。
- ・各事業を予定通り実施することが目的となり、その結果が条例の定める子どもの権利の実現にどれほど寄与しているかという意識が希薄になっている面もあることが明らかになった。
- ・第4次行動計画への意見では条例と子ども施策の関連性を明確にするための提言をすることができた。
- ・第4次行動計画への意見では、理念、目標、方針をより明確に示すことができた。
- ・子どもに対して権利学習を実施していれば、条例について特別に教える必要はないのではないかという二項対立的な意見が一部にあったが、作業部会内での対話を通じて、それら

は本来対立するものではないという結論を得ることができた。

課題

- ・子どもの権利及び条例を尊重した事業が展開されているかどうか評価するための指標を数値化する等、より明確化する必要がある。
- ・次期行動計画への意見を作成する際に、子どもの意見を反映させる方法についてさらに検討が必要である。

4 委員会の組織・運営について

成果

- ・幅広い分野から集まった委員が、それぞれの専門性や経験を生かして自由に意見を出し合い、多様な価値観や考え方に触れながら議論を深めることができた。
- ・調査及び検証活動においては、それぞれ部会（川崎市子どもの権利委員会規則第6条）を設置して、少人数で機動的に集中して調査・検証の内容や方法を検討し、まとめることができた。部会の設置により、各委員の負担を軽減しつつ、委員会を組織的に効率よく運営することができた。また、委員間の対話が促進された。
- ・委員会と事務局の協働により、子どもの権利に関する行政の動きを随時把握しながら、計画的に見通しを持って委員会の活動を進めることができた。
- ・条例制定から10年以上にわたり、子どもの権利保障についての調査・検証活動や子どもの権利や条例に関する情報の発信を継続して行うことができた。

課題

- ・委員会開催日時の日程調整が難航し、結果的に一部委員の出席が困難となった。可能な限り早期に見通しを持って日程調整を行ったり、委員会に出席できない委員も意見を出せるよう早期に会議資料を送付して意見を集約したりするなど、工夫が必要である。
- ・部会設置に当たり、全委員が何らかの部会に所属するように配慮はしたが、部会によっては部会内の検討に時間と労力を要し、一部の部会員の負担が過大となったり、部会に所属していない委員にとっては部会の提案を十分理解して議論するには時間が不足したりする場面も生じた。部会の扱う内容にもよるが、よりスムーズに部会の議論を委員会の議論につなげていく工夫を検討したい。
- ・特にヒアリングや対話においては、対象を拡大したいと考える一方で、時間や人員の制約もあることから、目的をどこに置くのか、そのためには対象や内容をどのように組み立てるのか、整理して再検討する必要がある。
- ・委員会の広報が十分とは言えず、市のホームページへの会議開催のお知らせにとどまらない委員会自体の広報が必要であり、委員会の活動を広く市民に理解してもらう方法を検討する必要がある。また、すでに行っているヒアリングや対話以外にも、市民との双方向の意見発信ができる方策をとることも検討課題である。

資 料

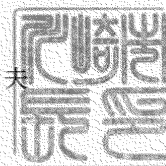
1 第4期川崎市子どもの権利委員会への諮問書（写）

22川市人第 521号

平成22年12月 3日

川崎市子どもの権利委員会委員長 様

川 崎 市 長 阿 部 孝 夫



川崎市子どもの権利委員会への諮問について

川崎市子どもの権利に関する条例（平成12年川崎市条例第72号）第38条第2項の規定により、次の事項について諮問いたします。

【諮問1】「子どもの権利条例の広報・啓発について」

理由：3年に一度行っている子どもの権利に関する実態・意識調査では、子どもの権利条例の認知度が下がっています。

子どもの権利条例の目的である子どもの権利の保障のためには、子どもをはじめ市民が子どもの権利のことを知り、その仕組みを活用することが必要です。そのため、多くの市民・子どもに広報・啓発を行うことが重要です。

【諮問2】「第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画について」

理由：子どもの権利に関する行動計画は、条例第36条に基づき子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に図るために策定します。

第4次行動計画（2014年策定予定）は、川崎市の子ども施策に関する他の計画とのより一層の整合性を図り、子どもの権利保障を実現するためにより実効性のある行動計画の策定が必要です。

3 第4期川崎市子どもの権利委員会等の開催状況

	会議名	日時	会場	審議等の内容
2010 (平成22) 年度	第1回子どもの権利委員会	11月1日(月) 11:30~13:00	第3庁舎18階 大会議室	正副委員長選出 子どもの権利委員会の持ち方、今後の審議について
	第2回子どもの権利委員会	12月5日(日) 9:10~11:00	高津市民館12階 大会議室	子どもの権利委員会への諮問について 部会の設置(実態・意識調査部会) 今後のスケジュール
	第1回調査部会	12月27日(月) 15:00~17:00	第4庁舎 4階第1会議室	実態・意識調査の内容及び質問票について
	第2回調査部会	1月16日(日) 13:30~15:30	てくのかわさき3階 青少年育成連盟 事務室	実態・意識調査の内容及び質問票について
	第3回子どもの権利委員会	1月20日(木) 17:00~19:00	第4庁舎 4階第7会議室	実態・意識調査について 第3次行動計画(案)に対するパブリックコメントについて
	第4回子どもの権利委員会	2月10日(木) 17:00~19:00	第4庁舎 4階第4会議室	実態・意識調査の質問票及びクロス集計等について アンケート調査を補完するヒアリング調査について
2011 (平成23) 年度	第3回調査部会	4月26日(火) 14:30~16:30	第3庁舎15階 特別会議室	実態・意識調査のクロス集計について 同ヒアリング調査の項目について
	第5回子どもの権利委員会	5月17日(火) 14:30~16:30	第3庁舎15階 特別会議室	部会の設置(行動計画評価部会) 実態・意識調査(アンケート結果、ヒアリング項目) 第2次行動計画評価について
	第4回調査部会	6月7日(火) 15:00~17:00	第4庁舎4階 第2会議室	実態・意識調査アンケート調査の集計結果について 同ヒアリング調査の進め方について
	第5回調査部会	6月13日(月) 9:30~12:00	第3庁舎15階 特別会議室	実態・意識調査ヒアリング調査の内容・進め方について
	第1回幹事会	7月2日(土) 10:00~12:00	多摩区総合庁舎 11階1103会議室	実態・意識調査ヒアリング調査の進め方について
	第6回子どもの権利委員会	7月11日(月) 9:30~11:30	第3庁舎15階 第2会議室	実態・意識調査ヒアリング調査概要報告 同アンケート調査分析経過報告について
	ヒアリング調査①	7月12日(火) 15:00~17:00	県内外国人学校	多様な文化的背景をもつ子どもへのヒアリング調査
	ヒアリング調査②	7月13日(水) 18:30~20:00	市内 児童養護施設	児童養護施設等へ入所している子どもへのヒアリング調査
	ヒアリング調査③	7月21日(木) 19:00~20:00	市内 生涯学習施設	多様な文化的背景をもつ子どもへのヒアリング調査
	ヒアリング調査④	7月22日(金) 15:00~18:00	市内 フリースペース	不登校の子どもへのヒアリング調査
	ヒアリング調査⑤	7月23日(土) 14:00~15:00	市内 生涯学習施設	多様な文化的背景をもつ子どもへのヒアリング調査
	ヒアリング調査⑥	7月24日(日) 13:00~14:30	児童相談所 一時保護所	児童養護施設等へ入所している子どもへのヒアリング調査
	ヒアリング調査⑦	7月25日(月) 14:00~15:00	市内 県立養護学校	障がいのある子どもへのヒアリング調査
ヒアリング調査⑧	7月28日(木) 19:00~20:00	市内児童自立 援助ホーム	児童養護施設等へ入所している子どもへのヒアリング調査	

	会議名	日時	会場	審議等の内容
2011 (平成23) 年度	第6回 調査部会	8月30日(火) 14:00~17:00	第4庁舎4階 特別会議室	実態・意識調査アンケート調査分析経過報告 同ヒアリング調査のまとめ方について
	第7回子どもの 権利委員会	9月5日(月) 9:30~11:30	第3庁舎15階 第4会議室	実態・意識調査アンケート調査及びヒアリング調査の 経過報告について
	第1回 評価部会	9月12日(月) 10:00~12:00	第4庁舎4階 第3会議室	第2次子どもの権利に関する行動計画の評価に対する 委員会意見について
	第7回 調査部会	10月11日(火) 15:00~17:00	第3庁舎15階 特別会議室	実態・意識調査アンケート調査及びヒアリング調査の まとめについて
	第8回子どもの 権利委員会	10月18日(火) 15:00~17:00	第3庁舎15階 特別会議室	実態・意識調査アンケート調査及びヒアリング調査の まとめについて
	第2回 評価部会	10月24日(月) 10:00~12:00	第3庁舎15階 特別会議室	第2次子どもの権利に関する行動計画の評価に対する 委員会意見について
	第8回 調査部会	11月29日(火) 15:00~17:00	本庁舎東館2階 市民・こども局 会議室	実態・意識調査アンケート調査及びヒアリング調査の まとめについて
	第3回 評価部会	12月12日(月) 9:30~11:30	本庁舎東館2階 市民・こども局 会議室	第2次子どもの権利に関する行動計画の評価に対する 委員会意見のまとめについて
	第9回 調査部会	12月18日(日) 13:30~15:30	多摩区総合庁舎 11階1103会議室	実態・意識調査アンケート調査及びヒアリング調査の まとめについて
	第10回 調査部会	1月9日(月) 13:30~15:30	多摩区総合庁舎 11階1103会議室	実態・意識調査アンケート調査及びヒアリング調査の まとめについて
	第9回子どもの 権利委員会	2月6日(月) 10:00~12:00	第4庁舎4階 第1会議室	実態・意識調査報告書について 第2次子どもの権利に関する行動計画の評価について 部会の設置(子ども・行政との対話部会)
第2回幹事会	2月23日(木) 10:00~12:00	本庁舎東館2階 市民・こども局 会議室	平成24年度子どもの権利委員会の進め方について	
2012 (平成24) 年度	第10回子どもの 権利委員会	4月13日(金) 18:00~20:00	第4庁舎4階 第1会議室	条例の広報・啓発についての答申に向けて 第4次子どもの権利に関する行動計画について
	第3回 幹事会	4月27日(金) 17:00~19:00	本庁舎東館3階 市民・こども局 会議室	第4次子どもの権利に関する行動計画について
	第1回子ども との対話部会	7月6日(金) 10:00~12:00	明治安田生命ビル 2階第3会議室	子どもとの対話の実施について
	第1回行政 との対話部会	7月9日(月) 18:00~20:00	本庁舎東館3階 市民・こども局 会議室	行政との対話の実施について
	第11回子どもの 権利委員会	7月20日(金) 18:00~20:00	第3庁舎15階 第4会議室	条例の広報・啓発についての答申に向けて 第4次子どもの権利に関する行動計画について
	第2回子ども との対話部会	8月6日(月) 10:00~12:00	本庁舎東館3階 市民・こども局 会議室	子どもたちとの対話に向けて
	第3回子ども との対話部会	8月15日(水) 10:00~12:00	子ども夢パーク	子ども会議の子どもたちとの対話
	第2回行政 との対話部会	8月21日(火) 10:00~16:00	明治安田生命ビル 第3会議室	行政との対話に向けて 行政との対話①

	会議名	日時	会場	審議等の内容
2012 (平成24) 年度	第4回子どもとの対話部会	8月22日(水) 10:00~12:00	明治安田生命ビル第3会議室	答申に向けて(子どもたちとの対話をふまえて)
	第3回行政との対話部会	8月30日(木) 10:00~16:00	明治安田生命ビル第3会議室	行政との対話②
	第5回子どもとの対話部会	9月4日(火) 10:00~12:00	本庁舎東館3階 市民・こども局 会議室	答申に向けて(子どもたちとの対話をふまえて)
	第12回子どもの権利委員会	9月6日(木) 10:00~12:00	高津区役所5階 第1会議室	市民団体との対話
	第6回子どもとの対話部会	10月5日(金) 10:00~12:00	本庁舎東館3階 市民・こども局 会議室	答申に向けて(案文検討)
	第4回幹事会	10月16日(火) 15:30~17:30	本庁舎東館3階 市民・こども局 会議室	答申に向けて(各部会のすり合わせ)
	第3回行政との対話部会	10月19日(金) 18:00~20:00	本庁舎東館3階 市民・こども局 会議室	答申に向けて(行政との対話をふまえて)
	第5回幹事会	11月13日(火) 17:00~19:00	本庁舎東館3階 市民・こども局 会議室	答申に向けて(答申書の構成案検討)
	第6回幹事会	12月13日(木) 18:00~20:00	本庁舎東館3階 市民・こども局 会議室	答申に向けて(全体の構成検討)
	第7回幹事会	1月7日(月) 18:00~20:00	本庁舎東館3階 市民・こども局 会議室	答申に向けて(提言の構成検討)
	第8回幹事会	1月18日(金) 18:00~20:00	本庁舎東館3階 市民・こども局 会議室	答申に向けて(案文検討)
	第9回幹事会	1月29日(火) 17:30~21:00	第4庁舎4階 第3会議室	答申に向けて(案文検討)
	第10回幹事会	2月4日(月) 18:00~22:00	第4庁舎4階 第3会議室	答申に向けて(案文検討)
第13回子どもの権利委員会	2月18日(月) 17:30~19:30	第4庁舎4階 第3会議室	条例の広報・啓発に関する答申について 第4次子どもの権利に関する行動計画について	
2013 (平成25) 年度	第14回子どもの権利委員会	4月22日(月) 17:30~19:30	第3庁舎15階 第3会議室	第4次子どもの権利に関する行動計画について 部会の設置(行動計画策定部会)
	第1回行動計画策定部会	5月7日(火) 17:00~19:15	第4庁舎4階 第3会議室	部会の進行について 第4次子どもの権利に関する行動計画(素案)について
	第2回行動計画策定部会	5月31日(金) 17:00~19:45	本庁舎東館3階 市民・こども局 会議室	第4次子どもの権利に関する行動計画(素案)について
	第15回子どもの権利委員会	7月19日(金) 18:00~20:00	第3庁舎15階第3 会議室	第4次子どもの権利に関する行動計画について 第4期子どもの権利委員会報告書について
	第13回幹事会	8月23日(金) 18:00~21:00	本庁舎東館3階 市民・こども局 会議室	第4期川崎市子どもの権利委員会報告書について
	第16回子どもの権利委員会	9月19日(木) 18:00~20:00	第4庁舎4階 第2会議室	第4次子どもの権利に関する行動計画について 第4期子どもの権利委員会報告書について

第4期川崎市子どもの権利委員会報告書

2013（平成25）年9月

川崎市子どもの権利委員会

[事務局] 川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室(子どもの権利担当)

〒 210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2344 F A X 044-200-3914